平成２４年（フ）第２８５号
金沢市田上本町テ58番地２
債務者　大渕　　彰
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２８６号
金沢市田上本町テ58番地２
債務者　大渕　昌子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２８７号
金沢市諸江町上丁204番地２　プリマビューネＣ－１号、従前の住所金沢市北安江４丁目28番14号　キャッスル駅西102号
債務者　正谷　暢宏
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２９５号
金沢市三馬３丁目149番地　浅田コーポ101号室
債務者　川井　和保
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０５号
金沢市金石東１丁目４番15号　ベルトピア金沢ゼフィール107号、従前の住所金沢市大樋町13番10号、従前々の住所金沢市北町乙81番地
債務者　松川外茂子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０７号
金沢市神野町西300番地
債務者　田邉たち子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０９号
金沢市神田１丁目13番11号　ニューライフ神田201号室
債務者　青川　美恵
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１０号
金沢市長坂１丁目３番25号　サンパティ長坂102号、住民票上の住所金沢市金石西３丁目７番32号
債務者　鶴嶋　裕子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８号
石川県珠洲市三崎町雲津レ部138番地
債務者　新谷　好子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第２６３号
山梨県南アルプス市古市場127番地　レミントンハウス松坂Ａ―203
債務者　河東　末男
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
山梨県南アルプス市古市場127番地　レミントンハウス松坂Ａ―203
債務者　河東よし子
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
山梨県甲州市勝沼町小佐手1121番地
債務者　文珠川奈穂子
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
山梨県南アルプス市在家塚639番地５
債務者　成田　真也
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
山梨県南巨摩郡身延町下山8898番地１
債務者　深澤　和久
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
山梨県甲斐市竜王新町854番地１　スプリングハイツＡ棟105号室
債務者　貴家喜久男
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
岐阜市茜部菱野４丁目23番地　小川ビル505号室
債務者　原　しのぶ（旧姓正村）
１　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岐阜地方裁判所